

2022年1月14日

デイサービス事業者各位
関係団体各位

《中山間地域等に居住する者へのサービス提供の見直しについて》

一般社団法人日本デイサービス協会
理事長 森 剛士

介護保険制度では全国一律の介護報酬設定となっております。国の法制度である以上、統一された制度設計がなされることは全ての介護事業者は理解しているところでありますが、一方地方と都市部での人口の差や居住環境の差は周知の通り一律ではありません。

現在の制度では「中山間地域等に居住する者へのサービス提供加算」があり、問題として捉えているようですがその算定要件においては、

- ・厚生労働大臣の定める中山間地域等に居住する利用者にサービスを提供すること
- ・通常の事業の実施地域を越えてサービスを提供していること

とされています。

こと、現在北海道、東北、信越等の地域では降雪による大きな障害が出ておりますが、今シーズンに限ったことではなく毎年のように発生しております。通所系サービスは、要介護高齢者を自宅から施設までの送迎サービスが組み込まれている中、このような状況下では安全運行への支障はもちろんのこと、乗降車における安全性を確保する上でも、雪かき等を介護従事者が都度行っている事実があります。これらの重労働負担に加え、高齢者の移動介助にも時間を要する中、通所介護の報酬は施設に到着した施設内における滞在時間にて支払われる設計であることは中山間地での通所系サービスの運営継続に大きな支障となっております。



▲駐車場で雪に埋もれる送迎車両

朝は雪で事業所の中に入ることもできなく早朝出勤が必要となる



▲サービス提供のための雪かきは時間外に行い相当な重労働

中には、独居高齢者の自宅の除雪から始めなければならない、雪国で在宅生活を維持するうえでの救助的な状況に陥ることは日常茶飯事である。（参考動画：<https://h-link.xsrv.jp/movie/03-winter.mp4>）



▲利用者様のご自宅到着後も介護従事者による雪かきが必要



▲車両が入れないと路地では除雪ダンプを使用する場合も



動画を再生する

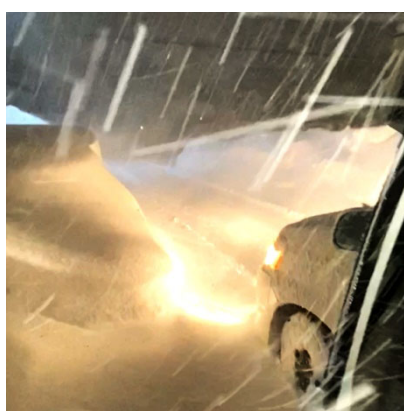
国が示している地域包括ケアシステムにおける在宅での自立支援を行う上で、通所系サービスが担う役割は、生活機能の維持・向上、社会的孤立の解消、家族の身体的・精神的負担軽減、認知症高齢者への対応、フレイル対策、自立した生活に資する活動・参加機会、中・重度者への対応、地域連携拠点等々とても大きいと考えております。

つきましては、「中山間地域等に居住する者へのサービス提供加算」における算定要件にある【通常の事業の実施地域を越えてサービスを提供していること】を見直し、通常実施地域も対象に加えると共に中山間地域の実情にそった加算率の設定となるよう求めます。

また、同地域の実情に配慮し要介護高齢者の安全な移動介助の為に送迎対応時間をサービス提供時間に含めるような措置を検討するように求めます。



▲足元の悪いため送迎時の介助にも追加人員や負担がかかる



▲視界不良による安全な送迎への影響

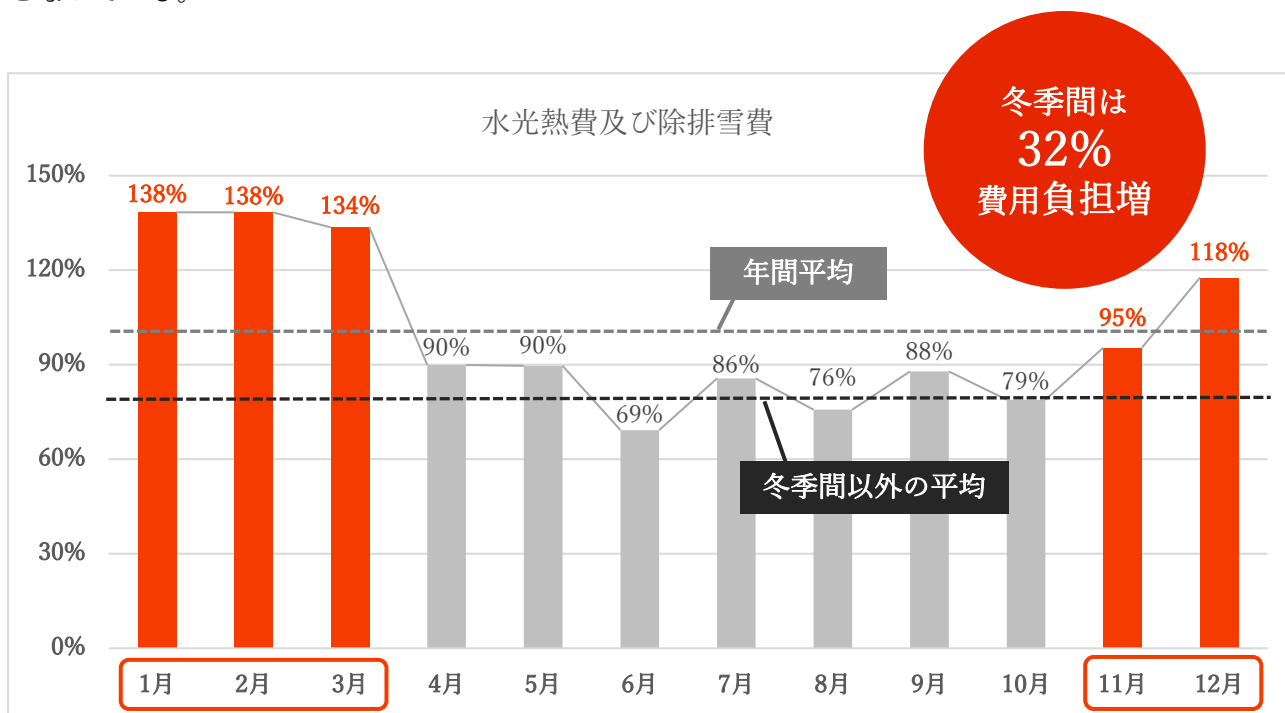


▲道路状況が悪く送迎には通常の倍以上の時間を要する

〈参考資料〉

◆冬季間におけるかかりまし経費について

北海道は地域上、広範囲にて送迎業務が行われており、必要な社会資源の伴わない自治体も存在することから、在宅サービス事業所の努力によって広範囲にわたるサービスが提供されている。しかしながら、全国一律の介護保険サービスの中で、特に冬季間のかかりまし経費は他の地域と比較しても、経営に大きな負担となっている。冬季間（12月～3月）は年間平均コストと比べおよそ32%の費用負担増となっている。



(※一般社団法人全国介護事業者連盟北海道支部 通所サービス在り方委員会 39 事業所平均値)

送迎サービスはサービス提供時間外とされているため費用は各事業者負担となっている。現行の保険制度では、収益上の安定した経営を求めるのであれば、7時間以上のサービス、若しくは3時間以上の2単位を提供しなければならない。北海道のような中山間地におけるサービス提供には全国一律の介護報酬のため、報酬に見合わない重労働、コスト増となっている。さらに広範囲地域への送迎と冬季間の過酷な環境が相まって、サービス提供時間に送迎サービスは終了せず、残業等の残務整理に追われ、コスト増の要因ともなっている。

上記の事から、冬季間の初期投資及び残業代を除くランニングコストで32%のコスト負担、豪雪や凍結による環境対応の2重苦、3重苦の経営環境を余儀なくされている。